平成２０年（再イ）第１３６号
秋田県潟上市天王字追分西11番地４
再生債務者　細谷　忠寿
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月16日
秋田地方裁判所民事第２部
平成２０年（再イ）第４４号
神奈川県横須賀市馬堀町３丁目17番31号
再生債務者　長島　光則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月16日
横浜地方裁判所横須賀支部
平成２０年（再イ）第１２５号
静岡県浜松市中区富塚町1864番地の11佐鳴湖パークタウン９号棟103号
再生債務者　太田　芳幹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月16日
静岡地方裁判所浜松支部再生係
平成２１年（再イ）第３号
京都府亀岡市南つつじケ丘桜台２丁目９番３号
再生債務者　山下　　毅
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月16日　京都地方裁判所園部支部
平成２０年（再イ）第１１３号
奈良県生駒市俵口町225番地４　ヴァルシオン307
再生債務者　吉嶋　雄一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月16日　　奈良地方裁判所
平成２１年（再イ）第２号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目86番地　ひろしＣ202号
再生債務者　木村　勝美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月16日　　鳥取地方裁判所民事部
平成２１年（再イ）第３号
鳥取県鳥取市南吉方２丁目86番地　ひろしＣ202号
再生債務者　木村えり子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月16日　　鳥取地方裁判所民事部
平成２１年（再イ）第１９号
山口県宇部市松山町１丁目11番15―204号
再生債務者　土生　仁司
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月16日　山口地方裁判所宇部支部
平成２１年（再イ）第２０号
山口県宇部市松山町１丁目11番15―204号
再生債務者　土生　幸子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年６月16日　山口地方裁判所宇部支部

弁理士登録公告

平成21年６月10日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。
登　　録

月　日	登録番号	氏　名
６月10日	16487	加藤　　浩
６月10日	16488	安座間信暁
６月10日	16489	小野　　健
６月10日	16490	阿部　光利
６月10日	16491	小野澤　亮
６月10日	16492	岡村　好彦
６月10日	16493	立花　淳平
６月10日	16494	西村　活人
６月10日	16495	原　　孟史
６月10日	16496	黒岩周一郎

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成21年５月30日	15893	岩橋　赳夫	申請抹消

弁理士数　8,193名
（平成21年６月10日現在）
平成 21 年６月 29 日　　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成21年６月10日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。
付　記

月　日	登録番号	氏　名
６月10日	14637	有馬　百子

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　2,248名
（平成21年６月10日現在）
平成 21 年６月 29 日　　日本弁理士会

型式部材等製造者の認証に関する公示

日本ＥＲＩ株式会社公示第Ｋ５号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の23第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。
平成 21 年６月 29 日　　日本ＥＲＩ株式会社
代表取締役　中澤　芳樹
建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成21年５月25日）
Ｈ．Ｒ．Ｄ．　ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ　ＰＴＥ　ＬＴＤ
株式会社日本産業
製000707Aaca0010001、製000707Aaca0010002
製000707Aaca0010003、製000707Aaca0010004
製000707Aaca0010005、製000707Aaca0010006
製000707Aaca0010007、製000707Aaca0010008
製000707Aaca0010009、製000707Aaca0010010
製000707Aaca0010011、製000707Aaca0010012
製000707Aaca0010013、製000707Aaca0010014
製000707Aaca0010015、製000707Aaca0010016
製000707Aaca0010017、製000707Aaca0010018
製000707Aaca0010019、製000707Aaca0010020
製000707Aaca0010021、製000707Aaca0010022
製000707Aaca0010023、製000707Aaca0010024

教育職員免許状失効の取消し公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により失効した次の免許状の失効を取消す。
平成 21 年６月 29 日　　長野県教育委員会
1　失効した免許状
⑴　本籍地、氏名（旧姓）長野県、齋藤　博正（大月　博正）
⑵　免許状の種類（教科）、番号
ア　小学校教諭一種免許状、昭58小一普第127号
イ　中学校教諭一種免許状（保健体育）、昭58中一普第201号
ウ　高等学校教諭一種免許状（保健体育）、昭58高二普第196号
⑶　授与年月日　昭和59年３月20日
⑷　授与権者　長野県教育委員会
2　なくなった失効事由　教育職員免許法第10条第１項第２号

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定60～70歳の男性、所持品は、家の鍵、たばこ、眼鏡、眼鏡ケース、ライター
上記の者は平成21年３月５日午後４時20分頃、大宮競輪場において倒れており、意識不明のままさいたま赤十字病院に入院した。その後、転院した上尾甦生病院にて肺炎のため、平成21年６月７日午後６時24分死亡した。
遺体は平成21年６月13日に荼毘に付し、さいたま市営霊園『思い出の里』内『やすらぎの墓』に納骨した。
お心当たりの方は、当市大宮区福祉課までお知らせください。
平成 21 年６月 29 日
埼玉県　　さいたま市長　清水　勇人